

前原東土地区画整理事業区域に新たな行政区を設置

前原東土地区画整理事業は、平成 25 年 1 月より工事に着手し、平成 26 年 10 月頃には、第 1 期保留地販売を開始する予定で事業を進めています。平成 26 年度中に、事業区域内に居住が開始される為、下記のとおり行政区及び通学区域を設定する方針を決定しました。

記

(1) 行政区・・・新たな行政区「伊都の杜」を設置する。

(2) 通学区域・・・前原南小学校、前原中学校とする。

※「糸島市行政区設置規則」及び「糸島市立小中学校の通学区域を定める規則」は、6 月 1 日改正告示、施行予定。

※新たな行政区の名称について

前原東土地区画整理組合より『自らがつくる「まち」の名称案』を複数提案され、今回区画整理事業区域の新たな行政区の名称については、組合より提案された案の中から「伊都の杜」を採用します。

なお、町名（土地の表示）については、土地区画整理法により事業の終盤に行われる換地処分等の告示によって正式に再編されることとなっており、町名変更については市議会の議決を経て決定します。(平成 30 年度予定)

